

「国際観光旅客税法取扱通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
目次 1～8 (省略) <u>9 附則第6条(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正) 関係</u> <u>10 附則第9条(租税特別措置法の一部改正) 関係</u> <u>11 様式</u> 1～8 (省略) <u>9 附則第6条(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正) 関係</u> <u>(「合衆国軍隊の用務を遂行するために必要なもの」の意義)</u> <u>1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第111号。以下「所得税法等特例法」という。)第9条《国際観光旅客税法の特例》第1項に規定する「合衆国軍隊の用務を遂行するために必要なもの」とは、合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家族(以下「合衆国軍隊の構成員等」という。)が直接その団体活動の用務を遂行することを目的として本邦から出国し、かつ、その経費が合衆国政府の予算から支払われるものを指すのであるから、合衆国軍隊の構成員等が当該目的以外の目的で本邦から出国するものは、たとえその経費が合衆国政府の予算から支払われるものであっても、これに含まないのであるから留意する。</u>	目次 1～8 (同左) <u>(新 設)</u> <u>9 附則第9条(租税特別措置法の一部改正) 関係</u> <u>10 様式</u> 1～8 (同左) <u>(新 設)</u>

改 正 後	改 正 前
<u>(「合衆国軍隊の公認調達機関」の意義)</u> <u>2 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和27年政令第124号。以下「所得税法等特例法施行令」という。）第2条の2《国際観光旅客税が免除される本邦からの出国に係る運送契約の範囲等》第1項に規定する「合衆国軍隊の公認調達機関」とは、合衆国政府の予算によって、合衆国軍隊全体のために契約を締結し、軍用物資を調達することを専管する軍の機関を指称する。</u> <u>したがって、所得税法等特例法第2条《定義》第4項に規定する「軍人用販売機関等」は、これに含まないものであるから留意する。</u> <u>(国際観光旅客税を免税として取り扱うことができる事業者の範囲)</u> <u>3 所得税法等特例法第9条第1項の規定により合衆国軍隊の構成員等と締結した運送契約による本邦からの出国について国際観光旅客税を免税として取り扱うことができる事業者は、国際旅客運送事業を営む者とする。</u> <u>なお、合衆国軍隊の構成員等が、旅行業者等を経由して、国際旅客運送事業を営む者と同項の規定により国際観光旅客税が免除される同項の運送契約を締結する場合にあっては、当該旅行業者等は、当該合衆国軍隊の構成員等から国際観光旅客税相当額を徴することを要しない。</u> <u>(合衆国軍隊の構成員等が出国する場合の免税手続)</u> <u>4 合衆国軍隊の構成員等が免税で出国する場合の手続は、次による。</u> <u>(1) 所得税法等特例法施行令第2条の2第1項に規定する証明書は、所定の様式に合衆国軍隊の権限ある官憲が署名して証明したものによる。</u> <u>(2) 合衆国軍隊の構成員等は、当該証明書を国際旅客運送事業を営む者に提出（旅行業者等を経由する場合を含む。）する。</u>	

改正後	改正前
<u>(証明書の保存)</u> <u>5 国際旅客運送事業を営む者は、合衆国軍隊の構成員等から提出（旅行者等を経由する場合を含む。）された証明書を受領し、これを保存する。</u> <u>なお、運送契約の締結に当たり旅行者等を経由した場合であっても、当該証明書は、当該国際旅客運送事業を営む者が保存しなければならないのであるから留意する。</u> <u>10 附則第9条（租税特別措置法の一部改正）関係（大使等の範囲）</u> 1～5 （省略） <u>(出国表等の保存)</u> 6 国際旅客運送事業を営む者は、大使等又は国賓等から提出（旅行者等を経由する場合を含む。）された外国公館等用国際観光旅客税免税出国表又は国際観光旅客税に関する国賓等証明書を受領し、これを保存する。 なお、運送契約の締結に当たり旅行者等を経由した場合であっても、当該出国表又は証明書は、当該国際旅客運送事業を営む者が保存しなければならないのであるから留意する。 <u>11 様式</u> 国際観光旅客税に関する届出等の様式については、別紙のとおり定めたのでこれにより取り扱われない。 1～3 （省略）	<u>9 附則第9条（租税特別措置法の一部改正）関係（大使等の範囲）</u> 1～5 （同左） <u>(出国表等の保存)</u> 6 国際旅客運送事業を営む者は、大使等又は国賓等から提出（旅行会社を経由する場合を含む。）された外国公館等用国際観光旅客税免税出国表又は国際観光旅客税に関する国賓等証明書を受領し、これを保存する。 なお、運送契約の締結に当たり旅行者等を経由した場合であっても、当該出国表又は証明書は、当該国際旅客運送事業を営む者が保存しなければならないのであるから留意する。 <u>10 様式</u> (同左) 1～3 （同左）

改 正 後

別紙様式15

免税カード
(表)

免税カード(※注1)	第	号(※注2)
〇〇年×月△日まで有効	〇国際観光旅客税	
(公館名)		
(官職名)		
(氏名)		
年 月 日 外務省発行	省 印	写 真

※注1 大使館、総領事館、領事館、国際機関の区別を記入する。

※注2 規格等 材質：プラスチック、色：浅藍色又は淡クリーム色

(裏)

〔備考〕	
○揮発油、四輪自動車、二輪自動車（原付自転車を含む。）、電気、ガス、電話、水道を除く。	
○帰国の際には本カードを必ず返却のこと。	
〔 本カードを拾得した方は外務省儀典官室 東京都千代田区霞が関2-2-1へ連絡願います。 〕	
所持人署名 Signature of the bearer	

改 正 前

別紙様式15

免税カード
(表)

免税カード(※注1)	第	号(※注2)
〇〇年×月△日まで有効	〇国際観光旅客税	
(公館名)		
(官職名)		
(氏名)		
年 月 日 外務省発行	省 印	写 真

※注1 大使館、総領事館、領事館、国際機関事務局の区別を記入する。

※注2 規格等 材質：プラスチック、色：浅黄色若しくは淡クリーム色

(裏)

〔備考〕	
○揮発油、四輪自動車、二輪自動車（ <u>原動機</u> 付自転車を含む。）、電気、ガス、電話、水道を除く。	
○帰国の際には本カードを必ず返却のこと。	
〔 本カードを <u>取得</u> した方は外務省儀典官室 東京都千代田区霞が関2-2-1へ連絡願います。 〕	
所持人署名 Signature of the bearer	

改正後

別紙様式16

Certificate of International Tourist Tax Exemption for Missions※1
外国公館等用国際観光旅客税免税出国表

Date of Contract Year Month Day
運送契約締結年月日 年 月 日

搭乗者に関する事項(搭乗者及び外国公館等の責任者にて記入)
Details of Passenger(s) (To be filled out by the passenger and authorized officer of the Mission)

Name of Mission 所属外国公館等名称
Address of Mission 所属外国公館等住所
Tax Exemption Card Number 免税カード番号
Name of Passenger(s), title in the mission or one's relationship to the member of the mission (in case he/she is a family member) 搭乗者氏名、役職又は続柄(家族の場合) 1 2 3
Purpose of Departure ^{※2} , Departure Date 出国目的 ^{※2} ・出国日
Destination 渡航地
Flight No./Vessel Name 便名/船舶名称
Departure Port 出国港
Signature of Authorized Officer of the Mission 外国公館等責任者 署名

※1 "Missions" means Diplomatic Missions, Consular posts and International Organizations in Japan.

「外国公館等」は駐日大使館、領事館及び国際機関を意味する

※2 Only official travel based on the instruction of headquarter office of sending state or the head of the mission (e.g. participation in international conference) is eligible for tax exemption.

免税対象となるのは、本省若しくは公館長の指示により行われる公的な旅行のみ(例:国際会議への参加)

○ 本表は、大使館員等(搭乗者)の日本からの出国について、租税特別措置法第90条の16第1項に規定する国際観光旅客税の免税の適用を受けるために必要な書類です。

本表の提出を受けた国際旅客運送事業者等は、本件出国に係る運送契約の締結に際し、以下の2点について確認してください。

1. 航空券／乗船券購入者に対し、外務省が発行する大使館員等(及びその家族)の身分証明票送又はその写しの呈示を求め、氏名、所属公館その他の記載事項を照合し搭乗者が大使館員等(及びその家族)であることを確認してください。
※身分証明票を所持しない家族から免税申請がなされる場合には、外国政府から発給された旅券若しくは権限のある国際機関の発行した旅券又はその写しの呈示を求め、大使館員等の家族であることを確認をしてください。

2. 航空券／乗船券購入者に対し、外務省が発行する免税カードの呈示を求め、国際観光旅客税の免税対象の外国公館に所属する大使館員等であることを確認してください。

上記1及び2について確認できた場合には、大使館員等(搭乗者)の出国に係る国際観光旅客税が免税となり、国際旅客運送事業者等は、本税を徴収する(預かる)必要がありません。

○ 本表の原本は、運送契約を締結した国際観光旅客税法第2条第1項第4号に規定する国際旅客運送事業を営む者(航空会社又は船舶会社)が、大使館員等(搭乗者)の出国の日の属する月の翌々月末日の翌日から7年間保存してください。

改正前

別紙様式16

Certificate of International Tourist Tax Exemption for Missions※1
外国公館等用国際観光旅客税免税出国表

Date of Contract Year Month Day
運送契約締結年月日 年 月 日

搭乗者に関する事項(搭乗者及び外国公館等の責任者にて記入)
Details of Passenger(s) (To be filled out by the passenger and authorized officer of the Mission)

Name of Mission 所属公館名称
Address of Mission 所属公館住所
Tax Exemption Card Number 免税カード番号
Name of Passenger(s), title in the mission or one's relationship to the member of the mission (in case he/she is a family member) 搭乗者氏名、役職又は続柄(家族の場合) 1 2 3
Purpose of Departure ^{※2} , Departure Date 出国目的 ^{※2} ・出国日
Destination 渡航地
Flight No./Vessel Name 便名/船舶名称
Departure Port 出国港
Signature of Authorized Officer of the Mission 外国公館等責任者 署名

※1 "Missions" means Diplomatic Missions, Consular posts and International Organizations in Japan.

「外交団」は駐日大使館、領事館及び国際機関を意味する

※2 Only official travel based on the instruction of head quarter office of sending state or the head of the mission (e.g. participation in international conference) is eligible for tax exemption.

免税対象となるのは、本省若しくは公館長の指示により行われる公的な旅行のみ(例:国際会議への参加)

○ 本表は、大使館員等(搭乗者)の日本からの出国について、租税特別措置法第90条の16第1項に規定する国際観光旅客税の免税の適用を受けるために必要な書類です。

本表の提出を受けた国際旅客運送事業者等は、本件出国に係る運送契約の締結に際し、以下の2点について確認してください。

1. 航空券／乗船券購入者に対し、外務省が発行する搭乗者(及びその家族)の身分証明票(若しくは外国政府から発給された旅券)またはその写しの呈示を求め、氏名、所属公館その他の記載事項を照合し搭乗者が大使館員等(及びその家族)であることを確認してください。

2. 航空券／乗船券購入者に対し、外務省が発行する免税カードの呈示を求め、国際観光旅客税の免税対象の外国公館に所属する大使館員等であることを確認してください。

上記1及び2について確認できた場合には、大使館員等(搭乗者)の出国に係る国際観光旅客税が免税となり、国際旅客運送事業者等は、本税を徴収する(預かる)必要がありません。

○ 本表の原本は、運送契約を締結した国際観光旅客税法第2条第1項第4号に規定する国際旅客運送事業を営む者(航空会社又は船舶会社)が、大使館員等(搭乗者)の出国の日の属する月の翌々月末日の翌日から7年間保存してください。

改 正 後	改 正 前
別紙様式17 国際観光旅客税免税に関する国賓等証明書 (CERTIFICATE FOR STATE GUEST FOR INTERNATIONAL TOURIST TAX EXEMPTION) 日本外務省（在 日本大使館）は、下記 1 の者が下記 2～5 の旅程で日本から出国するに当たり、国際観光旅客税法に基づく国際観光旅客税の免税対象国賓等に該当することを証明する。 The Ministry of Foreign Affairs of Japan (The Embassy of Japan in) certifies that the person(s) below is (are), as far as he/she (they) leave(s) Japan with the itinerary described below 2-5, considered as a State Guest or equivalent referred to in the International Tourist Tax Act, and therefore, eligible for exemption from the International Tourist Tax. 年 月 日 日本外務省儀典総括官 日本国特命全権大使 公印 Month/Day, Year Assistant Chief of Protocol <u>and</u> Director of Protocol Office, Ministry of Foreign Affairs of Japan Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary of Japan to○○ 記 国賓等に関する事項 (Details of the Guest) 1 国賓等氏名、役職又は続柄（国賓の家族の場合） (Name of the Guest(s), title(s), his/her relationship to the guest (in case he/she is a family member of the guest,)) (1) (2) (3) 2 日本を出国する年月日 (Departure date from Japan) 3 日本から出国する航空機便名／船舶名称 (Departure flight No./ Vessel name) 4 日本から出国する港名 (Departure port) 5 運送契約締結日 (Date of contract)	別紙様式17 国際観光旅客税免税に関する国賓等証明書 (CERTIFICATE FOR STATE GUEST FOR INTERNATIONAL TOURIST TAX EXEMPTION) 日本外務省（在 日本大使館）は、下記 1 の者が下記 2～5 の旅程で日本から出国するに当たり、国際観光旅客税法に基づく国際観光旅客税の免税対象国賓等に該当することを証明する。 The Ministry of Foreign Affairs of Japan (The Embassy of Japan in) certifies that the person(s) below is (are), as far as he/she (they) leave(s) Japan with the itinerary described below 2-5, considered as a State Guest or equivalent referred to in the International Tourist Tax Act, and therefore, eligible for exemption from the International Tourist Tax. 年 月 日 日本外務省儀典総括官 特命全権大使 公印 Month/Day, Year Assistant Chief of Protocol <u>and</u> Director of Protocol Office, Ministry of Foreign Affairs of Japan Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary of Japan to○○ 記 国賓等に関する事項 (Details of the Guest) 1 国賓等氏名、役職又は続柄（国賓の家族の場合） (Name of the Guest(s), title(s), his/her relationship to the guest (in case he/she is a family member of the guest,)) (1) (2) (3) 2 日本を出国する年月日 (Departure date from Japan) 3 日本から出国する航空機便名／船舶名称 (Departure flight No./ Vessel name) 4 日本から出国する港名 (Departure port) 5 運送契約締結日 (Date of contract)